

浜松市災害復旧工事における暫定契約の試行に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地震、風水害等による災害に伴う緊急を要する応急・復旧工事（以下「災害復旧工事」という。）において、受注者の意向に応じて発注者が前金払を適切に実施し、工事に必要な人員や資機材の確保に要する資金の円滑な確保を支援するため、暫定の工事内容（工法、数量、図面等）により締結する随意契約（以下「暫定契約」という。）の試行について、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 暫定契約の対象となる災害復旧工事は、次の各号のいずれかに該当する概算工事費が400万円を超える建設工事とする。

- (1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急・復旧工事
- (2) 災害の未然防止のための応急工事

(暫定契約の締結)

第3条 災害復旧工事に係る暫定契約は、浜松市建設工事執行規則（平成13年浜松市規則第46号。以下「執行規則」という。）第10条の規定に基づき、建設工事暫定請負契約書、浜松市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）、暫定契約特約条項（別紙）及び設計図書（位置図、簡易な平面図等）により締結するものとする。

- 2 前項の暫定契約については、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号。以下「契約規則」という。）第20条の3第2項の規定により予定価格調書の作成を、契約規則第21条第2項の規定により見積書の徴取をそれぞれ省略するものとする。
- 3 暫定契約は、工事担当課が算定した概算工事費に基づき暫定請負代金額を決定する。工事担当課は、概算工事費の算定にあたり、第5条第2項に規定する本契約の請負代金額を上回らないよう考慮するものとする。

(暫定契約に係る前金払及び中間前金払)

第4条 受注者は、暫定契約期間において執行規則第45条の規定により暫定請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。ただし、同条の規定にかかわらず、暫定契約期間は、中間前払金の支払を請求することができない。

(本契約の締結)

第5条 暫定契約の締結後、工事担当課と受注者は、現場状況の把握に努めるとともに、工事内容について十分に協議を行った上で、速やかに設計図書（設計書、図面、仕様書等）を作成し、本契約（暫定契約の変更をいう。以下同じ。）を締結するものとする。

- 2 本契約の請負代金額は、契約規則第20条の3第1項の規定により予定価格調書を作成し、契約規則第21条第1項第3号の規定により見積書を徴取して決定する。

3 本契約の締結にあたり、浜松市建設工事等設計変更事務処理要領は適用しない。

(契約保証金)

第5条 この要領に基づき契約を締結する建設工事は、契約規則第27条第1項第6号の規定により契約保証金を免除する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、令和6年8月22日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 この要領の規定は、令和7年7月1日から適用する。

(別紙)

暫定契約特約条項

- 1 この契約は、災害復旧工事を円滑に実施するため、当初は暫定の工事内容（工法、数量、図面等）により締結する。
- 2 発注者及び受注者は、現場状況の把握に努めるとともに、工事内容について十分に協議を行った上で、速やかに本契約（暫定契約の変更）を締結する。
- 3 暫定契約として取り扱う期間は、この契約締結の日から上記2の本契約締結日までの間（以下「暫定契約期間」という。）とし、当該期間において、浜松市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）中「請負代金額」とあるのは「暫定請負代金額」と、「工期」とあるのは「暫定期工期」と読み替えるものとする。
- 4 約款第3条中「この契約締結後10日以内に」とあるのは「本契約締結後10日以内に」と読み替えるものとする。
- 5 暫定契約期間においては、約款第35条第2項及び第3項並びに第38条の規定は、適用しない。